

第二十四回国 参議院運輸委員會會議録第十二号

(二六四)

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

三月二十三日委員田中啓一君、新谷寅三郎君、石坂豊一君、川村松助君及び森田義衛君辞任につき、その補欠として山縣勝見君、三木與吉郎君、木島虎藏君、大谷繁雄君及び高木正夫君を議長において指名した。

三月二十四日委員大谷繁雄君辞任につき、その補欠として川村松助君を議長において指名した。

三月二十六日委員内村清次君辞任につき、その補欠として田畑金光君を議長において指名した。

本日委員高木正夫君辞任につき、その補欠として森田義衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君
理事 木島 虎藏君
仁田 竹一君
片岡 文重君
早川 慎一君

委員

有馬 英二君
岡田 信次君
川村 松助君
一松 政二君
平林 太一君
三浦 義男君
三木與吉郎君

山縣 勝見君
大倉 精一君
小酒井義男君
森田 義衛君
吉野 信次君
天竺 良吉君
山内 公蔵君
間島大治郎君
島居辰次郎君
古谷 善亮君
久田 富治君

運輸省港灣局長
運輸省自動車局長
運輸省観光局長
海上保安庁長官
常任委員
会専門員
日本国有鉄道
客運課長
久田 富治君

説明員
日本国有鉄道
客運課長
久田 富治君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選
○氣象業務法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○倉庫業法案(内閣送付、予備審査)
○運輸事情等に関する調査の件
(東京湾におけるノリの被害に関する件)
○旅行あつち業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(左藤義詮君) 運輸委員会を開会いたします。
初めに、委員の変更について御報告申し上げます。三月二十三日森田義衛君辞任、高木正夫君補欠、同じく田中啓一君辞任、山縣勝見君補欠、同じく新谷寅三郎君辞任、三木與吉郎君補

欠、同じく石坂豊一君辞任、木島虎藏君補欠、同じく川村松助君辞任、大谷繁雄君補欠、三月二十四日大谷繁雄君辞任、川村松助君補欠、三月二十六日内村清次君辞任、田畑金光君補欠、三月二十七日高木正夫君辞任、森田義衛君補欠選任されました。

○委員長(左藤義詮君) 次に、理事の補欠互選についてお諮りいたします。理事木島虎藏君が辞任し、再び委員に復帰せられましたが、その結果、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠互選を行います。互選の方法は、成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕
○委員長(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。それでは私より再び木島虎藏君を理事に指名いたします。

○委員長(左藤義詮君) 次に、氣象業務法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(吉野信次君) それでは、提案の理由につきまして、御説明申し上げます。
我が国は、台風、地震、津波、凶冷、早魃等の自然現象による災害が多く、産業、交通等の社会活動に及ぼす影響の重大なるに堪がみまして、従来とも氣象業務の整備に心がけて参りました。

たが、今回次のような事項につきまして改正したい所存でございます。
第一、中央氣象台が氣象庁として運輸省の外局となるに伴って、氣象業務法上運輸大臣の権限であるものを外局である氣象庁の長官に移すとともに、中央氣象台が行なってきた業務を氣象庁の業務とするため関係規定を整理することとあります。

第二には、氣象庁に氣象審議会を設け、関係各界の代表の方々に、観測網の整備、予報警報の伝達方法及び利用の改善その他氣象業務に関する重要事項の調査審議を願ひ、その答申により氣象業務の改善を行い、もって自然災害の予防軽減をはかることとあります。

第三には、津波警報の通知先に警察庁を加え、かつ、警察庁とこの下部機関である都道府県警察の機関は、通知された事項を公衆等への周知に努めるように改めることとあります。

第四には、氣象及び水象の観測報告をしなければならぬ船舶の所有者に対し、航行区域、氣象測器等について氣象庁長官に報告させることができるように規定を整備することとあります。

以上の四点がこの法案の改正点であります。以上が、氣象、地震等による災害の予防軽減をはかり、交通の安全確保、産業の興隆に寄与することを念願しておりますので、何とぞ十分御審議下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(左藤義詮君) 質疑は次回に譲ります。

○委員長(左藤義詮君) 次に、倉庫業法案を議題といたします。
政府から提案理由の説明を願ひます。

○国務大臣(吉野信次君) 提案理由及び概要を御説明申し上げます。
倉庫業は、申すまでもなく、各種重要物資の大量保管をその任務といたしておるものであります。この機能を完全に發揮し得るやいなやは、ひとり商取引に重大な関係があるばかりでなく、国民生活とも密接な利害関係を持つてゐることは、御承知の通りであります。また、倉庫業は、倉庫証券を発行することにより、商品の売買並びに商品担保金融上、重要な機能を営むものであることをあわせ考慮いたしますときは、その経営の適合、設備の良否等は、国民経済の発展に重大な関係を有するものと言へるのであります。従いまして、倉庫業は、他の産業に比べますと、著しく公益的性質を持つてゐると申してもよいと存じます。しかるに、現在、我が国における倉庫業に関する法規といはしましては、倉庫証券の発行の取締りを主たる目的とする倉庫業法があるのみでありまして、倉庫業の一般的監督規制を目的とする法規が完備しておりません。戦後経済の特殊事情等により、劣悪なる業者が輩出したし、保管設備や経営方法につき遺憾な点が少くないのであります。重要物資の保管上、また、営業上種々なる弊害が

認められるのであります。その結果、倉庫業並びに倉庫証券の信用を薄弱ならしめ、倉庫業の機能を完全に發揮せしめる上におきまして、大きな支障があるものであります。従いまして、ここに倉庫業の一般的監督規制の法規を整備することにより、保管設備の不備であるとか、資力信用の薄弱な倉庫業者の経営を取り締るとともに、その事業経営につきまして適當なる監督を行ひ、もって倉庫業の設備経営の改善をはかり、その健全なる発達を助長することが必要とされるのであります。

次にこの法案の概要を申し上げますと、
第一に倉庫業を経営する場合に、運輸大臣の許可を要することとしたこととあります。この許可をなすに当りましては、申請者が保管する物品の種類に応じて一定の構造設備を有する倉庫を備えているかどうか、欠格事由がないかどうかを審査することとしたし、これによつて倉庫業の信用を維持し、寄託者その他の利益を保護しようとする次第であります。

第二、倉庫保管物件が国民経済上重要物資であることにかんがみ、倉庫の構造設備を一定の基準に適合するよう維持すべき義務を課すほか、料金、約款その他倉庫業の経営に関する事項について、所要の規制を設け、適當なる監督を行うことにより、事業経営の改善をはかるようにいたしたことであります。

第三に、倉庫証券が経済の合理的発達を寄与することの大なる事実を照し、現行通り、その発行については、運輸大臣の許可を要することとしたこととともに、商慣習にのっとり発券受寄

物を火災保険に付することを強制することによりまして、倉庫証券の公信用を維持し、その円滑な流通を確保することとしたこととあります。

第四に、倉庫業が一般産業と異なり、不況時における経営がきわめて困難である点にかんがみ、これが対策として、集荷に關する協定等につき独禁法の適用を除外したこととあります。

第五に、倉庫業を許可営業としたし、またその経営面について諸般の規制を設けましたところから、その実施の状況を監督し、取り締る必要がありまうので、このために必要な改善命令、行政処分、罰則等の規定を設けたこととあります。

最後に、既存業者に対する経過措置であります。旧法の規定による営業開始の届出をしていない倉庫業者は、二年の猶予期間内に新法による営業許可を受けることを要するものとしたのであります。

以上がこの法律案を提案致します理由及びその概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるよう、御願ひいたします。

○委員長（左藤義詮君） 本案に対する質疑は次回に譲ります。

○委員長（左藤義詮君） 次に、運輸事情等に関する調査を議題といたします。

○片岡文重君 千葉県といひますよりも、東京湾に最近相次いで起りました海上汚濁の問題について少しお尋ねをしたいのですが、せんだって、たしか二月の十七日だったと思ひますが、この委員会での問題について御質問を

し、その調査の経過並びに到達しておる事態について書面をもつて報告をしてくれるようにお願いをしておきましたところ、その後提出せられませんでした報告を見ると、今まで行われた捜査日誌といふのですか、一連の時間的なあつとを追つて記録はされておるようだけれども、肝心の私たちが求めておるその到達された結果については一言も触れておられない。起つた事態は沿岸漁民の死命を制するやうな重大な問題であつて、数十万の漁民が今日、さらだに困難な生活から、さらに困窮のどん底に転落せしめられておる、こゝういふ重大な問題でありますから、この調査の記録を出されたあつても、その結論を得られ次第、この委員会には少くとも進んで私は具体的な報告がなされてしかるべきであつたと思ふのです。

が、あまりそういう報告もなされておらないようですから、まず今到達しておる段階についてどの程度になっておるのか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員（島居辰次郎君） 最初の報告書の当時は事件の直後でございまして、そのときまでにはわかつただけのことを御報告申し上げたわけでありまして、その後私の方も、方々の聞き込みやら、あるいは巡視船を派遣いたしましたし、いろいろ調査いたしましたのをおつたのであります。

きようこれから申し上げますと、まず一つの方は、横須賀の港内に油が漂流してゐたという聞き込みがありまして、それで、それにつきまして調査いたしました。この事件とは時期的にも相

当ズレがございましたので、また当時

のいろいろな状況からいたしまして、も、本事件とはほとんど関係がないといふことが判断されましたので、それは一応別にしたのであります。

次に、この事件発生当時の二月十一日から十二日にかけて、東京湾の北方方面におきまして漂流してゐる油を認めたとし、船が四隻ばかりありました。その船についての状況を聴取いたしました。その同時に、この漂流した油と相当関連性がありましたが、港則法違反の疑いがあると思はれる船舶の手がかりを得たので、今容疑船につきまして、廃油を投棄した事実とか、事故あつた場所とかといふことを調査いたしておるわけでありまして。

そこで今までのを申し上げますと、その容疑船は二隻でありまして、大体港則法違反といふことはわかつておるのでございまして、まだ送検には至っておりません。と申しますのは、その後のノリとの関連性でございまして、ノリしびに付着した油と、そうしてその漂流しておつた油とが、科学的な調査で、全く同じものであるかどうかといふことにつきましては、それぞれの權威ある関係機関に依頼しておるのであります。それは日本石油、丸善石油、通産省の工業試験所、東京大学の工学部という所に依頼いたしましたし、同一かどうかといふことにつきまして調査を依頼いたしておるわけであり

ます。

大体どういふ程度でございまして、
○片岡文重君 港則法違反の疑いある船が二隻調査中である、しかしいまだ送検しておられない。その送検しない理由はそのノリについておの油と、それから投棄した油とが同一ではないら

いと、どういふこととしようですが、問題は二つあるのではなかつたかと思ふのです。少くとも港則法に違反したといふ事実があるならば、それはたとえノリに被害がなかつたとしても、その他の浅海の漁業に被害がなかつたとしても、港則法違反だけで明らかに送検されてしかるべき事態になつてくると思ふのですが、それはどういふわけで、このノリ被害の油と違ふからといふことだけで、送検を差し控えておるのですか。

○政府委員（島居辰次郎君） ただいま申し上げましたのは、片岡先生がお聞き取り違つたかと思ふのでありますが、まだノリしびについていたのと漂流しておつたのが違ふといふ結論まで行つていないのでございまして、むしろその逆にどうも可能性がありそうなんでありまして、そこでもう少し待ちまして、港則法違反だけでも送検できるのであります。が、もう少し待ちまして、もし今までの、その当時の風の向きなりあるいは海潮流によりまして、どうも非常に怪しいといふのが多いのであります。そこで、もしそうだったら、一緒に併合罪として、つまり水産資源保護法との併合罪として送らうと思つてゐるわけでございまして、そういうわけでございまして。

○片岡文重君 二隻という船の名前をここでばつきりお聞きすることは許されませんか。

○政府委員（島居辰次郎君） まことにおそれ入るのではありませんが、目下捜査の段階でございまして、もう少しばかりお待ち願へば非常にけっこうだと思ひます。

○片岡文重君 この二隻の船を調査中

であるという、その船を被疑者として捕えたというの、船を捕えたということではない、こういう船だろというところ、疑いを持つに至ったのは、一体いつごろのことですか。

○政府委員(島居辰次郎君) 三月十日過ぎだと思ひます。

○片岡文重君 二隻の船が大体怪しいと思はれるに至ったのは、三月の十日である。そうすると、この船は、たとえば小運送などやっておる機帆船などと同じなものであるのか、それとも何か大きな資本によって作られておる企業としてやっておるものなのか、その点はどういうことになっておるのですか。

○政府委員(島居辰次郎君) その船はある大きな船の廃油を捨てに行くバーンでございます。それ以上の事柄につきましましては、もうちょっとお待ち願ひたいと思ひます。

○片岡文重君 捜査の途中であるというのであります。ならば、別に——いやありますならばというの、じやなくて、捜査の途中ということでありまして、それはじやまになるということであるならば、あえてこれ以上お尋ねもしませんけれども、しかし、すでに私たちの耳にも大体、おそらく保安庁であつておられるものと同じだろと思ひます。船の名前も大体聞いておられますし、その事業形態等も大体聞いておられるのでありますから、保安庁以外のことにはそういうことはすでにわかっていると思はれるのです。そういうことであるならば、この委員会だけ特秘にしておかなければならぬということには私はならぬと思ひますが、地元被害者の立場になつてや

はりこの問題は考えていただきたいと思ひます。なお、そういう点からいっても、これを秘匿しておかなければならぬのかどうか。

○政府委員(島居辰次郎君) 政府の方の機関といたしましては、まだほかには公式には言っていないと思ひております。そういうわけでございまして、もちろん被害のある方々については、去年のこともありましたし、われわれも一生懸命やっておるようなわけでございまして、できるだけこういうことが今後起らないようにいろいろな措置もしておりますし、いろいろなこととやっておりますが、今回の問題はいろいろ影響もございしますので、まことに

おそれ入るのであります。もうしばおお待ち願ひたいと思ひます。

それから先ほどのことをちょっと訂正させていただきます。三月十日と申し上げましたが、今調べましたら、二月の二十三日だそうでございます。それだけ訂正させていただきます。

○片岡文重君 前回、ということとは二月の十七日の委員会ですが、この委員会での問題に關連してお尋ねをしましたときに、法制の不備でなかなか被疑者をあげることが困難である、という御答弁が政府委員からなされておるのであるが、どういふ点に法制上の不備があるのか、その点を一つ御説明いただきたい。

○政府委員(島居辰次郎君) 今お尋ねの、私十七日には参らなかつたのでございまして、今お尋ねの御趣旨は、法制というものは法律によるべき規定でございまして、それは水産資源保護法の第四條の規定というのに基づきまして、千葉県の海面漁業調整規則第三十

二條に次のようなことが規定されておるのでございまして、それが有害なもの、種類及び損害を惹起する量というものがはつきりされておられません。これはその当該法律の主務官庁である水産庁において一応検討されております。こういうふうなことだと思ひます。

○片岡文重君 海洋を汚濁することは港則法によって許されておられませんし、そのために、海上保安庁としてもそういうことのないように努力をされておられるということですから、こういう事件が起つた場合には、その被害の種類とか、それから被害を与える汚濁の原因がどこにあるか、そういう汚濁を与えておるという現実があるならば、これはそれだけで当然海上保安庁として捜査することができると、あつて、水産資源保護法等によらなくとも、海上保安庁の機構からいって当然捜査することには、法制上の不備とかあるいは不自由さというものは、うなづかぬ。つまり私のこの前の説明で受けた感じでは、何か窮屈な法律があつて、その法律に制約されておつて、あそこまで行つて調べれば調べられるけれども、その法律があつて調べられない。今直ちに発動すればつかまるのが、発動することが権限上できない。そういうふうな組織上なり、あるいは他の法律との競合等によつてできないというふうにも聞かされたのですけれども、そういう点については全然ないのですか。

○政府委員(島居辰次郎君) この間のときは私参りませんでした。おそろしくそのときの話では、私が思ひますのに、たしか言葉が足りなかつたのかと

思つております。海上保安庁といたしまして、一般権限もございまして、今の罰則のときにどの規定を適用するかということになりますと、それは困難なことではあります。おっしゃる通りでございます。一般権限に基いて、捜査——捜査といひますか、監督の段階にいけると思ひます。おっしゃる通りだと思ひます。

○片岡文重君 今まで海上保安の責任を持つてこういう問題を調査されておる御経験からいって、少くともこの事件が、もし今の調査の途中にあるこの二隻の船がやつたことである、従つてこの二隻をええ押えれば、あとはこういう事件が起らないということであるならば、別だけれども、今まで少くとも三年間にわたつてこういう漁民の首を絞めるような事件が起つておつて、今までこれが検査できなかった、被疑者が捕えられなかつたというところは、海上保安庁としても十分私は責任があると思ひます。で、ただしかし、それは幹部の諸君の努力が不足しておつたとか、欠けておつたということばかりでなしに、もっと組織の面なりあるいは機動力の面等について、將來こういうことが長く不明のままに放置されないような措置を、事態が起つたら直ちに被疑者が捕えらるような構成にしておくべきものである。ところが、現在の状態ではそういうことではなかりそうです。もちろんあなた方は一生懸命やつておられるのでしようけれども、結果としては、とにかく三年も続いて同じような事態が起つておるが、こういう事態を、もっと早く被疑者を見出す、こういうために、海上保安庁としては当然こういうことが許されるなら

ばとか、あるいはこういうことになつておるならばという希望は、具体的に何もないのですか。

○政府委員(島居辰次郎君) まことに御同情あるお話をいただきました。感謝するわけでございまして。海上保安庁も、一般の人命救助その他につきまして、非常に船が足りません。ことに御存じのように、できました当時よりも、最近では遠距離の方の救助が多くなりまして、最初のころは百マイル、二百マイル程度でございましたが、このころは千五百マイルから二千マイルも遠くからSOSを打つてくるようなわけで、船舶もそういうふうで非常な活躍あるいは多忙に追ひ回されておるようなわけでございまして。そこで、そういうふうな大型船舶というものは海洋の方に主として当りまして、東京湾の方に小型の船舶が主として当つておるようなわけであります。それまた非常に少い、こういうので、海上保安庁はもろろ一生懸命やるのですが、一般の船舶も大いに協力していただきたいと、こういうふうにも考えております。

今後の私の船舶の乗組員増加をやりますと同時に、またそれもお願ひしたいのであります。同時に一般の船舶にも、陸上で警察でもよくありますように、御協力を願ひまして、発見したらすぐに知らしていただくとか、そういうふうな一応の組織というものがだんだんにできていけば、だんだんと効果があつておるのであります。それにつきましては、先般来、こういうことが起りますので、油による海域汚濁防止という、こういうビラを各船主の方にも渡しまして、こういうふうな、道

います。それが、そこまでの問題になります。と、今私がここでどうだ、こうだというのを申し上げるのは少し早いと思います。

いずれにいたしましても、お話を承わっておりまして、ごもっともなところは多々ある。たとえば今のお話でも、刑事上の責任を追及するといふときは、とことんまでやらなければならぬ。それけれども、そうでなくて、大体のことがあれば、そのものがやられたかどうか知りませんけれども、少くとも警告は行政官としてやってよろしいと思ふのです。それからそういうことがあれば、それを訴追するといふ意味でなくして、そういう油でどうもそうらしいといふことであれば、先手を打って、これがなくなるように手を打つといふことは、私は可能であると思ひます。そういう方法は従来も多分やっておるのだらうと思ひますが、海上保安部の方で従来努力が足りなかったならば、早速改めさしたいと思ひます。

○片岡文重君 どの程度の實力を持っておるかは大体問題でしようけれども、いずれにせよ、この膨大な損害を賠償するほど大企業であるとは考えられないのです。さらばといつて、とにかく三年も経て打ちのめされた漁民で、これは私企業のものだからといふことで政府がタッチしないといふことは、私は許されないと思ふのです。そこでもしこれが現在調査中の被害者の故意であったといふことであったならば、当然将来にわたって求めてもらわなければならぬし、刑事責任の追及と同時に、可能な最高の民事責任は追及してもらわなければならぬ。しかし

政府としてもこれは何らか、対象になる漁民の数が多いため、特に袖ヶ浦付近の漁民のごときは、子供を四人も五人も抱えて、米粒を十日も見たことがないといふような漁民もおるのです。十円で青豆のいっただけを買ってきて、五人の家族が一緒に食べるという、損像もできないような事態にまで追い込まれた。それはとにかく三年も経て、あと肝心の時期に全滅させられるからなんです。こういう事態に對して、どうも私は海上保安庁の行った責任は、少くとも去年のこの事件が起つたときに常識的に追及していけば、この事件だけは起らなくて済んだと思ふ。当然それに近似したものがある。出ているのですから……。しかもそれを責任回避にのみ狂奔して、そして公正な立場をとって責任を追及すべき海上保安庁が、いつの間にかその捜査を打ち切ってしまった。そして再びこのし、目と鼻の先でどういふ事態が起された。これは当然政府として責任を負うべき問題だと思ふ。ですから、補償等の問題についても、この点についても大臣としてぜひ一つはつきりしたお答えをいただいて、少くとも漁民が将来に明るい希望を持ち得るようなことにしたい。どう思ふのです。

○國務大臣(吉野信次君) ですから、私どもの方の行政の面で改善すべきことは十分やりたいと思ひます。ただ、今お話しになりましたように、まあ私の聞き方が悪かったかもしれないが、一昨年ですか、とった処置によつて損害をこうむったから、政府の、何といひますか、民事上の——民事上といひか、責任はどうかという話ですけれども、そこまで法理が飛躍することもある。国家の行政行為によつてそういう損害を生じたときには、どういふふうに補償するかという問題は、これは広範にわたつた別の問題でございまして、ただいまのところ、これからあることですが、将来そういう方面まで、その点について国家の民事責任といふもののことを法規で規定するといふことまではどうかと私は思ふのです。

ただ、今お話しになりました通り、そういうことの犯罪者が無資力なためにとれないといふことになりまして、結局また一面からいへば、刑事上の罰金なり何かの制裁が少しまだ輕過ぎるのかと思ふのです。ですから、そういう方面の改正の余地はあると思ふ。つまり刑事上の責任といふものが輕過ぎるために、なんぼ警告してもまたえなといふようなことがあれば、これは私は立法問題として、どうしても嚴重に処罰をして、そういうことがないようにするのが漁民保護のために私は必要だと思ふ。そういう方面について将来の立法問題として考慮をしたい、こう思つております。

○片岡文重君 大臣の今の御答弁については、私も異議ありません。しかし今ここで問題にしてはいいことは、現に打ちのめされておる漁民の救済をどうするかといふことであつて、しかもこれが、その被害を与えた被疑者が資力がなくて、自分だけではその賠償がし切れない、こういうときに、政府として、これは政府の負うべき責任じゃないといふ傍観されるのか、政府としてはできるだけの救済の方法を考え

るといふことであるのか、その点をはつきり伺いたい、こういうことなんです。

まさに昨年の——くどくなりますけれども、昨年のあの問題になったときに、数カ所で調査された分析の結果を土台として追及していけば、特にこの今判明しておる程度のごときは当然私はわかつたはずだと思ふのです。それをしないので、途中で打ち切つたのですから、これはどこであらうとも、政府として輕々に——輕々といふ言葉はちよつと私言ひ過ぎるかもしれませんが、少くとも熱意の足らなかつたといふことだけは、私は政府としても認めざるを得ないと思ふ。しかも今回これが被疑者としてあげられるに至つたのは、必ずしも保安庁だけの力ではなかりそうです。はたからの捜査が開始されて、その結果もしくはその協力によつて大体判明してきたのじゃないかと思ふ。そういう点等も考慮していきたいと思います。零細な漁民だからといって放置しないで、もっと熱意をもつてこれらの諸君のためにやつてほしいといふことなのです。

そこで、取りあへず、もし賠償能力がなかつた、もしくは欠けておつた、漁民を救済することができない、賠償することができないといふときには、政府としてできるだけの考慮をいたしたいだけかどうか、その点を一つはつきり伺つておきたいと思ふのです。

○國務大臣(吉野信次君) お話のように、そういう事態が生じたことが海上保安庁側の役人の怠慢にあつたといふことであれば、それは私先ほど申し上げましたように、申しわけないと思

ております。しかし、それだからといって、それに対する民事上の損害の賠償といふことになりまして、これは国の行政行為といふものをやつた場合に、各般にわたつてそういうふうになり、今官吏の怠慢なりあるいは過失なりによつてそういうことが生ずれば、これは悪いにはきまつておりますけれども、そこは民事と國の行政行為といふものの違いなのであつて、その場合に全般にわたつて民事上の責任をとるかどうかという問題になります。これは私は一つの大きい行政上の問題になりますから、非常にお気の毒であつて、われわれの権限の及ぶだけのことではありますけれども、今のお話を突き詰めて、そういう場合に結局のところ政府はどうするかといふことに対しては、私はそこでどうするかといふことを今お答えすることはちよつと困難だと、こう思ひます。

○片岡文重君 海上保安庁が怠慢であつたとか、あるいは被疑者をあげるということができなかったからとかいふことは、これはまた別の問題に私はなると思ふのです。今ここで大臣にはつきりお答えいただきたいといふのは、いずれにせよ、現実に出ておる事態が、これは外国人じゃなくて、日本の漁民なのですから、これは多数だん底に陥れられておるのですから、これを鳩山内閣として放置することができぬであらう。従つて、政府としても十分な措置を考へべきじゃないか。そのときに特に問題となつてくるのは、民事的な責任を負う賠償ができないといふことは考えられるから、そのときに、これは政府の問題ではない、民間企業の問題だから、政府としては——

しかしながら、こういうことでは漁民としては取りつく島がなからう。そう

いうことではなしに、もちろんこれは運輸大臣の所管ではないということもあるかもしれません。しかしやはり鳩山内閣として共通にこれは責任を負うて、その漁民のためにできるだけの措置は考うてやるべきじゃないか。その際に運輸大臣として、とにかく海上保安庁の所管でもあるし、その賠償所管

ではありませぬけれども、とにかく被
疑者検査の遅延をしておったというこ
とは、これは私はいないなと思う。
そういう点等も考慮されて、将来運輸
大臣は閣内において十分、漁民が明る
い希望が持ち得るように、努力をして
いただきたいと思う。そういう努力を
私は要請しておるわけです。それに對
する大臣のはつきりした御答弁がいた
だきたいと、こういうことです。

質疑のおありの方は御発言を願います。

○平林太一君　まず旅行あつ、旋業法改正法案要綱、これを起案したもつとも起案の当事者、これはおそらく大臣としての吉野君がごまかいことを要綱に對してお作りになったわけではないでしょうが、当事者はどういふのでこれは作られたか。当事者について伺いたい、根本の問題ですから。

○政府委員(岡島大治郎君)　今度旅行あつ業法の一部を改正することいたしましたのは、さきに運輸大臣から改正のおもな点について御説明申し上げま

した通りでございまして、実はこの旅行あつた旅業法が二十七年の七月に定ましてから、その後の経過を見ますると、それまでこういうような非常に悪質な業者は、この法律の結果によりまして、そういう不法行為をいたします

と、登録の取り消しあるいは営業停止というような処分を受けますために、かなり減少を見たのであります。しかしながら、最初に登録いたしますときの要件といたしまして、従来は過去二年間に不正行為がなかったことというふうな形式的な要件が主たる内容でございまして、最低五万円の営業保証金

を積みますと、そういう形式的要件さえ詳しくいたしておれば、運輸大臣あるいは権限の委任を受けた都道府県知事は、全部登録をしなければならぬという制度に相なっておる次第でございますして、その結果必ずしも資力信用あるいはその能力等において十分でない者が相当あるわけでございます。一つの旅行を扱ひましても、たとえば修学旅行一つを扱ひましても、私どもの調査によりますと、平均が百人から百

二、三十人になっておりますが、そういたしますと、これも平均でございますが、大体一件で二十万円ないし三十万円の金を扱うわけでございます。その

場合に、事故を起しました場合に、営業保証金五万円というだけでは、その保証金では不十分でございます。そういう点をあわせ考えまして、実施の場合のある程度具体的な基準を作りまして、その程度の補償が十分なし得るような資力信用というふうなものを持った方がいい。こういうふうなことを考えまして、そういうった登録要件をも強化いたしておるのであります。

それからさらに登録に新しく更新期間を採用いたしましたので、従来は無期限でございましたが、今度は三年にいたしております。それは他の法律にもたいぶ似通った制度ではございますが、比較的中小業者も多うございますので、資力信用等が非常に変わる場合もあるわけでございます。三年たった場合にそういたしますと尊皇の要件を再び審査いたします。

それからもう一つ、旅行あっせん業
維持しておるかどうかを見ました上
で、さらに三年の期間の更新をする、
こういうふうにいたしておるわけであ
ります。

常に有様に解決されまして、旅客が非常に損害を受けるという場合が多いのでございまして、その点を考えまして、旅行あっせん約款に関する規定

を設けておりまして、あっせん業者は、旅行あっせん約款を設けまして、これをあらかじめ届け出なければならぬということにいたしましたしておりますが、この旅行あっせん約款の中には、今申しましたように、払い戻しの場合の措置、あるいは事故の起きました場合の業者側の責任の限度というふうなものを含めることを主眼にいたしておりますのであります。こういうことにより

まして、そういつたトラブルをなだめなくしたい、こう考えておられます。それから、かなりいろいろの事故がございいますが、従来は業者から書面による報告だけを取り得るにとどまつておりまして、非常に監督権限がゆるうろございました。事故がありまして十分監査ができないうらみがございまして、この法律の目的達成上必要なら

限度におきまして、できるだけ限定はいたしますが、不正行為等がありました具体的な場合に立ち入りまして、また関係者に質問し得るのとができるというふうな制度にいたしております。

○委員長(左藤義隆君) 次に、旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

つの旅行を扱いましたが、たとえば修学旅行一つを扱いましたが、私どもの調査によりますと、平均が百人から百

が非常に重大な事です。

いわゆる旅行あつせん業と云ふことは、むしろ旅行あつせん業と云ふから、あつせんといふゆる不誠実の行為があらば、その営業は成り立たないことになるのです。あつせんという性質からいいますと、そういうことを、あつせんをよくサービスをよくやると、あつせんを誠実な行為でやるとこの業者といふものは、求めずしてこれは榮える。罰則を適用してそうしてこれをいふゆる規制していくというやうな業者は、おのずからこれは営業が成り立たぬといふことが、原則的にはこれははつきりいたしております。それに對して、今のこれに、というやうな要綱に、千円上げるとあるのです。登録手数料を最高、従来千円であったものを、二千円に上げる。

「既存の登録業者については、改正法施行後六ヶ月間は、改正法による登録を受けなくても、引き続き営業を行ない得ることとする。」「旅行あつせん契約に關する規定を設け、旅行あつせん業者の義務を明確にすることとする。」「それからその最後に、旅行あつせん業者の営業所に所定の標識を掲げさせることとする。」「旅行あつせん業者の指導監督を強化するため、当該職員が営業所等に立ち入り、検査をし、又は関係者に質問をし得ることとする。」「登録を受けたないで旅行あつせん業者を営んだ者等に對する罰則を強化すること。」「というわけで、これは大体千円を二千円にする、これはすいぶん非常識のことなんです。

それから、ただいまの大臣から御説明のあったことに關連して、これに對する質疑ではないが、倉庫業に對する

取締りに對しても、最後には「倉庫業を許可営業とし、またその経営面について諸般の規制を設けたところから、その実施の状況を監督し、取り締まる必要がありまゝです。このために必要な改善命令、行政処分、罰則等の規定を設けたこととあります。以上がこの法律案を提出いたします理由及びその概要であります。そしてそれをすみやかに御可決あらんことを願うとあります。

これはわれわれは、國民を束縛するために、また罰則を強化するために、ここに來ているわけではない。日本國民といふのは知性の非常に、すこぶる高い、これは世界いづれの國に比較いたしても、われわれの民族、われわれの國民といふものは、知的水準といふものは非常に高いわけなんです。それを何といひますか、劣等國の民族と同じやうにいふゆる取り締まる、あるいは罰則を加えていく、こういうことで、われわれとしては、わしとして、少くとも自分の行為に恥じる。そういうやうなことは、あなた方が、しかも聞いてみれば、この原案は「事務官、一課長がこれを作ったという。そしてその作った法律が、直ちに標識を掲げさせる、それに加えるに、罰則を加えるのだ。驚くべきことなんです。これは大臣としての吉野君が作ったといふことであれば、僕自身としてそれは相当程度この案に對して慎重な検討を加えるという余裕はあるが、間島君、あなたがまた作ったのではないというのだ。下の課長とか事務官の思ひつきで作った。驚き入ったもので、これが次に法律となつてここに現れてくるというわけだ。こんなこと

とは必要はないではないか。しかも、従来千円であつたものを二千円に値上げをする。いかにこれが劣等的な人物が作った法律であるかということがよくわかる。(笑聲)どうです、これに對してどういふ答弁を、あなた、なさる。

○政府委員(間島大治郎君) 先ほど私が申し上げたことに語弊があつたと存じますが、もちろん基本的な方針につきましては、私も上から、私がまづ諸般の要件を考へて、各方面から強い要望がございましたので、十分業界、また旅行あつせん業界、それから利用者側、交通機関、宿泊事業といふやうな各方面から、せつかく作った旅行あつせん業法に魂が入つておらぬといふことで、いろいろの改正に關する要望が過去二年間にあつたのでございまして。もちろん、その中にはわれわれとしては取り入れるべきものもあり、またなかなか実現したいものもありましたが、そういう点を慎重に今検討いたしまして、一応改正方針を立てたわけでございます。

なお、今大臣の名前も出しましたが、もちろんこの法律を起草いたしました前に、は、基本的な問題につきましても、大臣の御方針もありますので、觀光局長として意圖しております点を御説明申し上げ、御了承をいただいておりますのでございませう。

○平林太一君 今のお話を聞いておつても、これは何か周囲の事情を聴取して、そうしてこれらを作つたのだ、こう言う。それは、それが優先するものではないのです。こういう取締り、こういう罰則を作つて、それで一つこのあつせん業者の所へもどしどし

立ち入つて取調のできる権限を作ろう、その権限を作るためには、一つ罰則を設けよう、こういうことが一つこのいわゆるこの運輸官僚の陰謀として出てきたものだ、劣等なる運輸官僚。これは断じて、この問題は基本問題である、このものは。そういうことを次々に、きょうも大臣が倉庫業に對するものを、その趣旨の説明を聞いておると、要するに、しまいにこれは罰則をやると、このやうな。それほど信用がでないかといふのだ、この日本のわれわれをです。重税をもつてこの國を經營しておるところの日本の企業者といふものは、あなた方がそれを信用がでないのか。一体どういふ……。

間島君、信用がでないのか。信用がでないならば、こんなものは撤回しなさい、あつせん業者法案なんというものは、それはひどく侮辱しております、われわれ國民を。しかも一事務官がだ。僭上のさだと言わなければならぬではないか。われわれは国会議員として、民意を代表して、民権を、あなた方で行なければこのことはできないからといふことで、ここへ出てきておるのか。それに対して返事ができるか。

○國務大臣(吉野信次君) 大へん、お話をございしましたが、まあ結局この法案は、これは私の責任において提案したのでございまして、いろいろお話ししたのもよくわかるのでありまして、あまり民間の營業には、ほんよう言へば、國が干渉することはよろしくないと思ふのでございませう。それでこのあつせん業につきましても、今平林さんのおっしゃつた通りに、ほらつておいても悪いものは自然にこれは衰えるのである、いいものだけは残る道理だから、ほらつておいたらいいじゃないか。まことに御意見の通りでございます。ただ私も長年商工の行政をやつておりましたが、經濟の實際のこととは、そういう結果にはなるのですけれども、そのな

るまでに時がかかるのです、悪いものがだんだん自由競争によつて滅んでしまつて、いいものだけが榮えるといふことには、時がなかなかかかりますので、その間にまた悪いやつほど、私が申し上げるまでもなく、いろいろなかまかしの広告をやつたりなんかしまして、結局そういう今お話しになつたやうな理想的な事態が来るまでの間に、弊害をこうむる公衆といふものがあるのだから、さういふから、やむを得ず公衆保護の見地で、現実に行つていろいろの問題が運輸省に參つて参りましたもので、また業者などの方も何もございまして、

ので、やはりもう少し——この法律を出した、これはそういう理由で出して、また施行の結果にかんがみて、もう少し取締りを厳重にしたらよからう、こういう意見で、この法律を改正したのであります。そうしてまた、もう一つお話しになりました罰則の点でございますが、これも私も、この法律といふものは、これに對する經濟法規は、刑事を取り締まるのとは違ひますから、なるべく私は罰則がない方がいいと思ふのです。実は私も役人になりまして、ききも、だんだん罰則のない經濟立法といふものを実はやりまして、まあ法律家の、私は法律家ではございませうけれども、いわゆる不完全法規と申しまして、罰則のない法律といふものが一時は、大戦前にはだんだん進歩したる

立法として、日本でも行われておったことは御承知の通りであります。なかなか終戦後におきまして、そういう点が、何と申しますか、国民全体の道義の問題が、非常に遺憾なことでございますけれども、少し下ったというよりなことから、このごろではやはりいろいろな法案を出さずとくに、立法の慣例として、相当の制約というものは課するということになっておりますので、これは別に私は他意はないのでございまして、そういうまあ現在のその立法の例というものによりまして、罰則というものを細んだんです。お話を通り、なるべく経済法規というものはそういうものがない方が理想だというお説には、私も実はそう思っております。ただ現実がそうになっておらぬというところの現実の認識が、あるいは平林さんと私どもの方と多少の違いがあるということとじゃないかと、こう考えておる次第であります。

○平林太一君 今のその御答弁ですが、第一に、私の責任である、こう大臣が言われるが、私は責任をあなたに負つてはいかぬです。あなたはこの席で、この法律というものは——なぜという、この席上で、私が責任を負いますと、こういうことを言われると、やはりあなたの部下の、僕たちからいへば、世間を知らないいわゆる末梢の官吏が、あなたの腕の威をかりて、そして一つのいわゆる起案をして、そしてこれを大臣の名において行わされる。大臣の名において行わされれば、みなそれが成立していくということになるわけです。この点を一つ反省をあなたに求めておきます。むしろ形

式の上においては大臣が責任を負うということだが、事前において、そういうことをなされるだけではないようにしなうか。巧言令色の手合いがあなたの周囲には陸続としておる、運輸省の中には、それだから、かつて運輸省の鉄筋コンクリートの中から、善良な官吏が飛び下りて死ななければならぬという事態を起して来たのです。その点を十分一つ吉野君に対して、僕自身としてはあなたの大員としての、いわゆる広範な国民のための大臣だ。運輸省内部における運輸大臣ではない。国民全体のための運輸大臣であるというところを、一つ強く御認識なされて、いやしくもそういうことの起案をさせたとときは、あなたの手元でこれはいかぬのだ、こういうものはもう出してはいかぬというくらいのをせられたい。それをせられたいと、陸続としてこれは枚挙にいとまがない。味をしめて、彼らはすぐ立ち入りをどんどんしていき、警察官と同じように、旅行あつせん業者の方に、これはあり得ないことなんだ。

それからその次に申し上げたいことは、今御答弁になつたような範囲ならば、法律を作らなくても、行政的な任意の行動によつてそういうことがでるわけなんです。不正あつせん業者がそういうことをしたならば、運輸省に呼ぶなり、当該地域の機関に呼んで、「どうもお前、こういうことをしちゃいけない、気をつける」で済むことなんです。必ずその業者は、あつせん業の使命の上に何して、そういうことは再びしない。根絶ができる。そういうような処置がとれるということとを承知しながら、こういう強権をもつ

て、そうして一つ、そのいわゆる下民をいたげる、下民を虐待するということとは——今日は下民というところではない。上民、いわゆる民主政治においては、みんなその下民というものは主客転倒している。しかし法律を作られ民になつてしまふわけなんです。ですから、そういう点を……（迷惑して）くだらぬ。そういう話をなすつちやいけません。これは今法案を通過しているのですから「ね」と呼ぶ者あり）いや僕の発言中です。あなたはあとで反駁なすつたらいい。

それでありまして、こういうことについては非常に一つお考え願いたい。次々にこういうものを作つて、間島君、どうです、こういう点について。全体的に、今大臣がおられて、非常に良心的な答弁をなすつておられます。で、これは政治論なんだ。政治をやるところなんだ。それだから、政治的な観点に立つて、これをやつてるところなんだ。それに対する御答弁を伺いたい。

○政府委員（間島大治郎君） 私ももちろん国民の権利を欠くことはなるべく少い方がいいと存じまして、この法律の改正案につきましても、過去二年以来いろいろ意見があり、各方面から要望が寄せられておりましたが、非常に慎重審議をしまして、今日に至りましてようやく、何と申しますか、私どもとしては、なるべく実情に即して過酷にわたらないような案文にいたしたいというところで、成案をいたしまして、過去二年にわたりました、二年前からもういろいろな取締りを強化しなければ

ば法律の目的が達せられないという要望がございましたが、それを実は押えて参つたような次第であります。

○平林太一君 今のあなたの方の御意見に対しては、僕は全然異なつた——そういうあなたは単なる、二年前からそういうことを何してきたとおっしゃられるが、それはどわかれわかれ国民の中の業者というものは、そんなに悪質のものじゃないと私は思っている。それは見解の相違で仕方がない。あなたの方では非常に業者は悪質だと、こう言う。私自身は、少くともわれわれの同胞というものは、そういうふうなたちの悪い人間はないのだ。それはそういう業者も若干はありましようが、それは話せば、みな話し合ひでそれが解決のできる事柄なんですから、これを、これだけ申し上げておきますが、こういうものがこれは次々とこつと出てこられたのは、われわれとしては非常にこれは重大に考えなければならぬというところで、そういう点を話し合ひをいたしておきたい。この際明らかにしておきます。

○大倉精一君 今の平林委員の御意見は私も傾聴に値するものであると思ひますが、一応この法案に対して同意をしておきますが、将来のために念のために二、三この際お尋ねしておきたいと思ひます。

まず第一に、今度は資力信用、能力というものを登録の基準にされているのですが、これ自体は私は少しも異議はない、けっこうなことであると思ひますが、しかしながら、従来の免許に關しても同じような字句が使われております。他の業者につきましても、こういう資力信用あるいは能力がある。とこ

ろが、この解釈と取扱いについて必ずしも従来の法律はうまくいっていない。実情はその目的に沿うような現状になつていないという状態ができております。従つて、私はその轍を踏むというところが非常に憂慮されるのですが、この資力信用、能力という基準というものはどういう工合に考えておられるのか、そしてその判定はどこでされるのかという点についてお伺ひしたい。

○政府委員（間島大治郎君） その点につきましては、法制局と打ち合せいたしました際には、なるべく適用の際に具体的な基準を設けるといふことにはしまして、たとえば資力信用につきましては、現在のところにおきましては、たとえば日本人を扱います邦人の旅行あつせん業者につきましては、旅客に損害を与えた場合にその補償に當て得る純資産の額を最低二十万円程度というふうな考えました。またこういう資産がない場合には、それと同額の債務保証を第三者がやるというふうな制度でもいい、こういう考え方をいたしておきます。それから物的設備がある程度あるというふうなことも条件にいたしたいと思ひます。なお経験、能力につきましては、これはいろいろの条件があるわけでございますが、旅行あつせんを最小限度やるに必要な経験、たとえば国鉄あるいは観光団体等で旅行案内業務に一年従事した、あるいは旅行あつせん業者の従業員として旅行あつせんを二年以上やつた者、そういうふうな、それと同等以上のものを経験、能力といたしまして、最小限度の経験、能力を要求したい、かように考えております。

○大倉精一君 そうしますと、大体資力信用のめどを二十万円においておられる、どうみても差しかえありませんか。

○政府委員(間島大治郎君) さように考えております。

○大倉精一君 さらにこの経験を有する者という点についてお触れになったのですが、そうしますと、今までそういうような具体的経験を持っておる者あるいは仕事に従事しておる者以外の方は、登録の対象にならない、こういうふうな厳密に解釈するとそういうふうなわけですが、そういうふうなお考えですか。

○政府委員(間島大治郎君) 一応二、三、そういうふうな具体的な経験、能力というものを列挙いたしますが、旅行あつせんに関してそれと同等以上の能力があると思われる者はいい、こういうふうなことにいたしたいと思ひます。

○大倉精一君 じゃ、この点はこの程度にしますが、この点については、従来のこの種の法律についていろいろな弊害のあつたことを繰り返さないように、特に御注意を願ひたいと思ひます。

次に、第二十六条関係ですが、立ち入り検査の場合ですが、「必要な限度において」という字句が一つ使われておるのですが、必要な限度というのは、具体的にたといふとどういふ程度であるか、事例を示してもらえばいい程度かと思ひますが、具体的にどういふ程度かということをつつ……。

○政府委員(間島大治郎君) この場合は主として、不正行為がありました場合に、旅行あつせんをいたしました業者

に一応報告を要求いたします。それによりましては、つきり事態がつかめないうような場合に、やむを得ず立ち入りする場合も起りますので、そういうような場合をできるだけ限定いたしまして、立ち入り検査いたします場合には、その官庁の責任者がつきり立ち入り検査の範囲を示しまして立ち入る、こういうふうなことにしたいという趣旨でございます。従来は、現行法では「必要がある」と認めるときは「現行法では報告徴収の権限がございしたが、これは「必要がある」と認めるときは」と書いてございましたが、これでは非常に範囲が広いと考えまして、改正案では「必要な限度において」というふうな極力しぼるつもりでございます。

○大倉精一君 これも非常に抽象的な字句で、問題を起しやすい点があると思ひます。その一番終りの「犯罪捜査のために」云々ということがあるので、どういふ必要があつてこういうことを書かなければならぬかというところも疑問を持つのですが、この際、たとえ今説明になったように、あらかじめこれの検査をするのだといつて示した場合に、相手方がそれを必要限度をこえておるといふ見解を持って拒否する場合があると思ひます。あるいはまた、それは犯罪捜査じゃないか、とつてそういうことを拒否することもある。そういうことも考えられるのですが、そういうこともあり得るのですか。そういう場合にはどういふのですか。

○政府委員(間島大治郎君) 私の今の考えでは、その場合にはそういう立ち入り検査をする範囲をはつきり示し

てやらせまうから、それをこえておれば当然拒否することができ、かように考えます。と申しますのは、はつきりこれの要件でこれの範囲で検査するために立ち入る、こういうふうなやりかた、かように考えております。従来立ち入り検査の実施方法といたしましては、そういう方法はあまりないようございしますが、私どももいたしましては、なるべくこういう立ち入り検査というものは範囲を必要範囲に限定したい、こういう考えで、そういう方法をとりつもりであります。

○大倉精一君 これは検査をされる場合には、何かそこに問題があるときだと思ひます。問題があるときでありまして、業者の方でもその防衛策としていろいろ考へると思ひます。私が業者であつても、この法律の抜け穴をねらつて、あなたの方から範囲を示されるといった場合に、それは必要限度以上だ、君の方の検査は犯罪捜査に類するものではないか、法律違反だ、こうやつて一方的に自分で理由をつけて、これを拒否する。これはあり得ると思ひます。これは問題がある場合です。……その場合にはどういふのですか。

○政府委員(間島大治郎君) その場合です、立ち入り検査する者が示された範囲内でやるのに、向うが拒否すれば、これは罰則の問題になりますし、また立ち入り検査する者が範囲を事実とえたといふことが明らかであれば、これは役所といたしましては、また行政処分等の問題にもなると思ひます。

○大倉精一君 罰則の問題とおつしやるのですが、たとえば役所から示した範囲です、その範囲そのものに対して業者の方は、それは必要限度以上だといった場合、あるいは今の犯罪云々の問題も同じなのですが、その示した範囲そのものに対して業者が拒否した場合にどういふのですか。

○政府委員(間島大治郎君) もちろん千差万別の場合も考えられるわけですが、私どももいたしましては、不正行為、具体的に申しますと、特にこの法律によりまして、あつせん料金は一応届け出なければならぬ、あらかじめ届け出た料率で取らなければならぬ、ということになつておりますが、それを届け出た額以上に取つておるといふことがわかりました場合に、被害者から訴えがあるというふうな場合に調べる必要が起るわけでございます。まあそういう場合は、そういう立ち入り検査の場合に、具体的にどういった今申し上げましたような、届け出た料金に一〇％と書いてあるのに、一五％取つておる、だからその関係書類を見せてもらいたい、というふうな示し方をしたい、とかように考へておりますので、おつしやるようなトラブルはほとんど起らないのじゃないかと思ひます。

○大倉精一君 そういふ限度であれば私もトラブルが起らないと思ひます。私が、検査の内容は、いわゆる資力信用の内容まで立ち入り検査をされるということになると、あるいはそういうふうな私の心配するようなことがあるのじゃないかと思ひますが、資力信用の問題は中間検査をされる対象にならないうと考へてもいいのですか。

○政府委員(間島大治郎君) それは対象になりませんし、またできないのでございします。

○大倉精一君 はい、わかりました。次に、料金の問題をちょっとお伺いしておきたいのですが、十二条の一項、二項ですが、この条文そのものには別に異議がございせんが、ただこゝで二項と二項と私はちょっと疑問なところがあるのでお尋ねするのですが、料金は任意制であつて、届出すればいいということになるのです。そこで第二項の第一号には「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」とあるものであつてはならぬ。これは当り前のことなのですが、そうしますと、大体料金というのはい定してくらわけなのですか。

○政府委員(間島大治郎君) この場合の料金と申しますのは、施行規則でも定めておりますが、具体的な個々の旅行の場合の料金をあらかじめ全部届け出させることは不可能でございますので、あつせん料率を届け出ればいいということになつております。旅行経費に對しまして何パーセントの手数料をとるか、あるいは割り戻しを受けるかという料率を届け出ることになつております。この点は大体、日本の国内におきましても、商習慣が大体確立いたしております。出てきたものを見まして、たとえば宿泊料に對しましては普通は五％でございますが、特別な場合においては一〇％、五％ないし一〇％というのが大部分でございます。それから交通機関からの割り戻しにつきましては、これも御承知の通り、各私鉄あるいは船会社につきましても、大体似通つたような割り戻しを

○説明員(久田富治君)　ただいまの御質問、まことにでもっともな質問でございます。私ども常にそういうふうなことに注意いたしておりますので、できるだけお客さんの御希望に沿いたいと思っております次第でございます。で、現在やっております制度を申

利企業ではございませんので、団体客とともに、一般旅客もやはり快的な旅行をするという、そういう配慮がなければならぬと思うのです。従って、団体客はあるが、一般客に対しては何ら考慮が払われない、やむを得ぬから立て行けというようなことではこれはや

い、特二もないという附がたくさんあります。われわれは、国会議員は幸いに特二の恩典をいただいておりますので助かるのですが、しかしながら一般の客は団体客の旅客に乗り合せたら最後、これは非常に迷惑だ。ですから、この点については、この法案の成立と

○政府委員(間島大治郎君) 現在のところ、名古屋観光ホテルにつきましまして、これは代替施設ができましたならば返還するという契約が、前にはあったのでございますが、最近におきま

が、その第二条の第三項には「この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ。」というところになっている。ホテルというのは、駐留軍が兵隊だけに使っておるんじゃないくて、向うの観光客や何かも使っておる」とのこと

るが、終戦後は日本のそういう施設がなかったために、駐留軍としてやはりその必要があったのですが、今では日本にっぱなホテルがたくさんあると思ふのです。ですから、私は、今の場合これらのホテルはこの行政協定の第二条の三項に該当して当然この必要がないから返してこれという工合に、政府として強硬にこれは合同委員会なりと持ち出して御要求なさるのが当然だと思ふのですが、お考えをお聞かせしたいと思ひます。

○仁田竹一君 あつせん業者といえども……

○政府委員(間島大治郎君) むろん仰せの通りでございます。旅行あつせん業と申しますのはやはり対価を得まして旅行あつせんを営むものでございまして、対価を得ていない場合には、これは旅行あつせん業者といえどもありません。

○仁田竹一君 あつせん業者といえども……

○政府委員(間島大治郎君) そうでございます。

○委員(左藤義詮君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(左藤義詮君) 御異議ないと思ひます。

○委員(古屋善亮君) 調査に關連しまして、簡単にしてかつ当然な正誤でございますが、今正誤表が印刷中でございまして、ちよつと御報告申し上げます。

○委員(左藤義詮君) ちよつと委員長から申し上げますが、衆議院の本院議で運輸関係の法案が今緊急上程されるので、運輸大臣はしばらく席をはずします。御了解願ひます。

○仁田竹一君 この法案は旅行をあつせんすることによつて手数料をとつた者に適用な法律だと考えます。従つて、旅行あつせん業者であるとおらないかわりませぬ、手数料を

○平林太一君 私は本案に對しまして反対の意を表するものであります。理由は、先刻質疑の際に申し述べたことによりまして、速記録によつて明らかになつておりますので、省略いたします。ただ、そのおもしろいことをこの際申し上げておきたいと思ひます。この法律の法律全体の中に潜在するものに、いわゆる運輸省のきわめて低い層にありまゝ事務官僚がこの案を起草し、この要綱を作つたといふことは、先刻の質疑によつて明らかに相違しております。従ひまして、この法案に對することは、単にこの法案にとどまらない。いわゆる事務官僚の國民を愚にした態度、階上越権きわまりないのみにあらず、いわゆる往年の官僚独善、官僚の暴政、官僚の専制といふものがこの法案の全体の中に盛られてある。容易ならざることに私は痛感いたします。ことに先刻森田君から御発言のありましたことを承わつておつけまつても、これを罰則として、刑事上の犯罪人にこの程度のことを処する。しかも觀光局長である間島君は、事もあるに、これを法務省と打ち合せた。何たるこれは暴政であるか。かような程度のものを法務省と打ち合せをするといふことは、ことごとくいわゆる運輸官僚といふものが、この國の法律といふものによつて善良な無事の良民といふものをことさらに罪人にしようといふ、この意図は許すべからざることであります。私はかようなことをこのまま放置いたしますならば、次々にかような法律が出て、わが國民のいかに保障されたところの企業、自由といふものは、きわめて劣等無知なるわが

官僚のいわゆるその束縛下に置かれなければならないといふことである。この意味におきまして、この法律案に對しましては心靜かに反対をいたすものであります。

○大倉精一君 私は本案に對しまして賛成者の立場から意見を述べます。この法案につきましては、いろいろ質問中にも申し上げました通りに、あくまでも旅行者の接遇の向上に資する、こういう点に集中をして施行をしようといふ点に思ひます。特にこの業種の性格にかんがみまして、あくまでも健全なる業者の育成指導といふことに留意をせられまして、あくまでも罰則によつてこの業界の取締りをするといふこの考えが優先するといふことは、誠に戒めてもらいたいと思ひます。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

しては、格段の御留意を払つていただくように要望したいと思ひます。以上要望いたしましたので、本法案に賛成いたします。

○委員(左藤義詮君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(左藤義詮君) 御異議ないと思ひます。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(左藤義詮君) 多數でございます。よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

多敷意見者署名
木島 虎蔵 仁田 竹一
早川 慎一 岡田 信次

川村 松助 三浦 義男
三木與吉郎 山縣 勝見
大倉 精一 小配井義男
森田 義衛

○委員長(左藤義隆君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(左藤義隆君) 速記を始めて。
本日は、これをもって散会いたし
ます。

午後五時三十二分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付
託された。

一、道路運送法第七章の一部改正に
関する請願(第九二九号)(第九三
一号)(第九五六号)

一、大分県国東半島バス事業経営免
許に関する請願(第九六〇号)

一、気象観測用飛行機等完全設置に
関する請願(第九七九号)

一、港湾運送事業法の遵守徹底に關
する請願(第九八六号)

第九二九号 昭和三十一年三月十
二日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する
請願

請願者 岐阜市上竹町二〇岐阜
県貨物自動車協会の
田口利八

紹介議員 古池 信三君

貨物自動車輸送は想像以上に発達し、
鉄道、船舶とともにわが国産業の重要
な役割を占めているが、自家用貨物自
動車の使用についての明確な法規制が欠
けているため自家用自動車使用による
営業類似行為は有償運送行為を続け
る者が多く適正な自動車の使用を阻害
している現状であるから、「自家用貨

物自動車の使用」に關する単なる届出
制を改めて自家用の使用が適確には、極
まれ、モグリ自家用車の使用が一掃さ
れるよう現行道路運送法の一部を改正
せられたいとの請願。

第九三二号 昭和三十一年三月十
三日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する
請願

請願者 兵庫県加古川市加古川
町篠原町三四ノ八日本
運送株式会社取締役社
長 大橋実次外一名

紹介議員 山縣 勝見君

この請願の趣旨は、第九二九号と同じ
である。

第九五六号 昭和三十一年三月十四
日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する
請願

請願者 神戸市長田区梅ヶ香町
二ノ七ノ二神戸貨物株
式会社取締役社長 吉
田桑一

紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第九二九号と同じ
である。

第九六〇号 昭和三十一年三月十四
日受理

大分県国東半島バス事業経営免許に關
する請願

請願者 大分県国東郡國東町
長 吉武義信外五名

紹介議員 一松 定吉君

大分県国東半島のはなはだしい交通不
便を緩和して半島文化の向上と産業の

振興とに寄与するとともに、国際観光
港別府の背景でもある半島のすぐれた
景観史跡を開発し、また山間へき地の
ため通学に困難する多数の生徒のため
のスクールバスとして活用させるなど
多目的をもつて国東観光バス会社から
運行許可出願中の計画については地元
民あげてその趣旨目的に賛成し、一日
もはやその実現を切望している実情
であるからすみやかに本出願に対し免
許せられたいとの請願。

第九七九号 昭和三十一年三月十
六日受理

気象観測用飛行機等完全設置に關する
請願

請願者 大阪市阿倍野区王子町
三ノ一大阪市青年団体
連合会内 川村三郎

紹介議員 大倉 精一君

わが国の風水害による損失は、毎年ば
く大なものがあり、しかもその対象
は、応急的な手段に終始しているた
め、今後室戸級の台風が襲来するなら
ば、計り知れない被害が想像される。
かかるときは正しい気象状況のはあく
及び迅速にして確実なる通信連絡設備
を完備し、国民を少しでも風水害から
守ることは、緊急事であるから、(一)
気象観測用飛行機並びにその機材の設
置、(二)気象状況通信連絡用機材及び
機材の整備拡充等の措置を早急に講ぜ
られたいとの請願。

第九八六号 昭和三十一年三月十
七日受理

港湾運送事業法の遵守徹底に關する請願

請願者 東京都大田区山王二ノ
一、八二五全日本港湾労働

勸組合内 兼田富太郎
大倉 精一君

港湾運送事業法は、「港湾運送に關す
る秩序の確立及び港湾運送事業におけ
る公正な競争の確保」を目的とするも
のであるが、現状は全くその逆で港の
秩序は混乱し、採算を無視した不当な
競争は激化し、施設の改善等は全然か
えりみられず、法はなきにひとしい状
態を呈しており、多くの港湾労働者の
労働条件もまた非常にむづかしいのであ
り、諸外国の港湾労働者から同情の眼
をもつて見られている有様である。ま
た港湾運送事業者の登録に關しても同
法第七条の規定は空文にひとしく、第
十條の運賃及び料金の規定もまたほと
んど守られておらず、米軍作業につい
ては第十條の規定は全然適用されてい
ない現状である等はなほ遺憾である
から、港湾運送事業法の遵守の徹底を
期し、港湾行政の調査を実施せられた
いとこの請願。

三月二十六日予備審査のため本委員会
に左の案件を付託された。

一、倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

倉庫業法案

て、物品の保管の用に供するもの
をいう。

2 この法律で「倉庫業」とは、寄
託を受けた物品の倉庫における保
管(保護預り、一時預りその他の
政令で定めるものを除く)を行う
営業をいう。

3 この法律で「倉庫証券」とは、
預証券及び質入証券又は倉荷証券
をいう。

(営業の許可)

第三条 倉庫業を営もうとする者
は、運輸大臣の許可を受けなければ
ならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする
者は、次の事項を記載した申請
書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 倉庫の位置、構造及び設備

二 保管する物品の種類

三 その他運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、倉庫の図面
その他運輸省令で定める書類を添
附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 運輸大臣は、第三条の許可
の申請があつたときは、次の各号
の一に該当する場合を除き、許可
をしなければならない。

一 申請者が一年以上の懲役又は
禁錮の刑に処せられ、その執行
を終り、又は執行を受けること
がなくなつた日から二年を経過
しない者であるとき。

二 申請者が第三条の許可の取消
を受け、その取消の日から二年
を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合にお

いて、その役員が前二号の一に該当する者であるとき。

四 倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に応じて運輸省令で定める基準に適合しないとき。

(料金)

第六条 第三条の許可を受けた者(以下「倉庫業者」という。)は、倉庫保管料、倉庫荷役料その他の営業に關する料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の料金が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをとるものであるとき。

二 特定の荷主に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。

三 他の倉庫業者との間に不当な競争をひき起すおそれがあるものであるとき。

第七条 倉庫業者は、收受した料金の割戻をしてはならない。

(倉庫寄託約款)

第八条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉庫証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者

に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

(料金等の揭示)

第九条 倉庫業者は、料金及び倉庫寄託約款を営業所その他の事業所において利用者に見やすいように揭示しておかなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第十条 倉庫業者は、特定の利用者に對して不当な差別的取扱をしてはならない。

(倉庫の位置等の變更)

第十一条 倉庫業者は、第四条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、倉庫の用途を廃止する場合その他運輸省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第四号の規定は、前項の認可について準用する。

(倉庫の構造及び設備)

第十二条 倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその構造及び設備が第五条第四号の基準に適合するように維持しなければならない。

2 運輸大臣は、営業に使用する倉庫の構造又は設備が第五条第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は保管する物品の種類を変更すべきことを命ずることができる。

(倉庫証券の発行)

第十三条 倉庫証券は、運輸大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一 当該業務を適確に遂行するに必要な経験又は能力を有すること。

二 当該業務を適確に遂行するに足る資力信用を有すること。

運輸大臣は、第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

一 第一項許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二 法人である場合において、その役員が前号に該当する者であるとき。

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者(以下「券倉庫業者」という。)は、倉庫証券を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第十五条 倉庫業者が他の倉庫業者とする集約に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という。)について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二

年法律第五十四号)の規定を適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

(協定等の届出)

第十六条 倉庫業者は、前条に規定する協定等をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

(營業の譲渡及び譲受並びに法人の合併)

第十七条 倉庫業者(券倉庫業者を除く。)が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者(券倉庫業者を除く。)たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により倉庫業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十八条 券倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について運輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、券倉庫業者の地位を承継する。

2 券倉庫業者たる法人の合併の場合(券倉庫業者たる法人と券倉庫業者でない法人が合併して券倉庫業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、券倉庫業者の地位を承継する。

3 第五条並びに第十三条第二項及び第三項の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続)

第十九条 倉庫業者が死亡したときは、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

2 被相続人が券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければならない。その期間は、第十三条第一項の許可は、その効力を失う。認可の申請に對し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けた日以後についても同様とする。

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

(營業の廃止)

第二十条 倉庫業者は、その營業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(營業の停止及び許可の取消)

第二十一条 運輸大臣は、倉庫業者が次の各号の一に該当するときは、三月以内において期間を定めて營業の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 第五条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

三 營業に關し不正な行為をしたとき。

(倉庫証券の発行の停止及び許可の取消)

第二十二條 運輸大臣は、証券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、三月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

(許可等の条件)

第二十三條 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要の最少限度のものに限り、かつ、当該倉庫業者に不当の義務を課することとならないものでなければならぬ。

(職権)

第二十四條 運輸大臣は、第六條第二項、第八條第二項、第十二條第二項、第二十一條又は第二十二條の規定による処分をしようとするときは、当該倉庫業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、陳述をしなければならぬ。聴聞に際しては、当該倉庫業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(訴願)

第二十五條 この法律の規定により行政官庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(権限の委任)

第二十六條 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、海運

局長又は陸運局長に行わせることができる。

(報告及び検査)

第二十七條 運輸大臣は、第一条の目的を達成するために必要の限度において、倉庫業者に対して、その営業に關し報告をさせ、又はその職員に倉庫業者の営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第二十八條 第三條の規定に違反して倉庫業を営んだ者は、十萬元以下の罰金に処する。

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、五萬元以下の罰金に処する。

一 第六條第二項、第八條第二項又は第十二條第二項の規定による命令に違反した者

二 第十三條第一項の許可を受けないうて倉庫証券を発行した者

三 第二十一條の規定による営業の停止の処分又は第二十二條の規定による倉庫証券の発行の停止の処分に違反した者

第三十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の規定による届

出をしないで料金を收受した者

二 第八條第一項の規定による届出をしないで寄託の引受をした者

三 第十一條第一項の規定により認可を受けていなければならぬ事項を認可を受けないでした者

四 第二十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

第三十二條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第九條の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十六條の規定による届出をしないで第十五條に規定する協定等をした者

三 第十七條第三項、第十九條第一項後段又は第二十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(倉庫業法の廃止)

第二条 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号。以下「旧法」という)は、廃止する。

(経過規定)

第三條 この法律の施行の際現に旧法第七條ノ二の規定による営業開始の届出をして倉庫業(附則第六條第一項に規定する倉庫業を除く)を営んでいる者は、この法律の施行の日から二年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三條の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

2 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫に關しては、この法律の規定の適用に關しては、この法律の施行の日から二年間は、同条中「第五條第四號の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四條 この法律の施行前に旧法の規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相當する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、この法律の規定によりしたものとみなす。

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なおその効力を有する。

(適用の特例)

第六條 政令で定める特殊の保管方法を用いて営む倉庫業については、当分の間、第三條の規定を適用しない。

2 前項に規定する倉庫業を営む者

は、営業の開始の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、倉庫業者とみなす。

4 前項の規定により倉庫業者とみなされた者については、第十一條、第十五條、第十六條及び第二十一條の規定は、適用しない。

5 第三項の規定により倉庫業者とみなされた者についての第十二條及び第十八條第三項の規定の適用に關しては、第十二條中「第五條第四號の基準」とあるのは「運輸省令で定める基準」と、第十八條第三項中「第五條並びに第十三條第二項及び第三項」とあるのは「第十三條第二項及び第三項」とする。

6 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

(水産業協同組合法の改正)
第七條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項を次のように改める。

4 倉庫業法(昭和三十一年法律第一号)第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條の規定は、第一項の場合にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二條中「第五條第四號の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第二百二十九條第一項中「倉庫業法第八條第一項」を「倉庫業法第二十

七条第一項に改める。

(中小企業等協同組合法の改正)

第八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第四項を次のように改める。

4 第一項の場合については、倉庫業法(昭和三十一年法律第 号)第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二條及び第二十七條(監督)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第百十四条第一項中「倉庫業法第八条第一項」を「倉庫業法第二十七條第一項」に改める。

(森林法の改正)

第九条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第四項を次のように改める。

4 倉庫業法(昭和三十一年法律第 号)第六条第二項、第八条第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條(行政官庁の監督)の規程は、第一項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第二百一十一条中「倉庫業法第八条第一項」を「倉庫業法第二十七條第一項」に改める。

(水産業協同組合法等の改正に伴う経過規程)

第十条 改正前の水産業協同組合法第十二条第四項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む)、中小企業等協同組合法第九条の三第四項(第九条の九第三項において準用する場合を含む)及び森林法第八十条第四項(第百五十九條第一項において準用する場合を含む)の規定において準用する旧法第十条の規定によりした処分は、改正後のこれらの規定において準用する第二十二條の規定によりしたものとみなす。

第十一条 改正前の水産業協同組合法第十二条第四項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む)、中小企業等協同組合法第九条の三第四項及び森林法第八十条第四項(第百五十九條第一項において準用する場合を含む)の規定において準用する旧法第八条第一項の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。